横手市公式 Instagram『よこて旬スタグラム』で紹介する 横手市内の店舗などを募集します

掲載を希望される方は、以下の要件や注意事項などをよくご確認の上応募ください。 ※選定を行った上で掲載します。掲載できない場合もある旨を、あらかじめご了承ください。

■要件

- (1) 次のよこて旬スタグラムのコンセプトに合致するもの。
 - ①横手市の知名度、認知度向上
 - ②横手愛の醸成
 - ③市内外の交流促進と新しい地域価値の創造
- (2) 掲載できる写真は、店舗などで販売している料理や品物および提供するサービス、店舗の外観・内観などとします。実店舗を持たない事業者(ネット販売やイベント販売、キッチンカーなど)でも可能です。なお店の看板やポップのみの写真は掲載できません。応募後に市から取材に伺い再度の撮影を行うこともあります。
- (3) 飲食店や雑貨店など、幅広く受け付けますが、次に掲げる業種・団体などに該当する場合は受付できません。
 - ①市外・県外・海外にある店舗など※横手市応援拠店など例外的に認める場合もあり
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
 - 4)タバコの販売等に関するもの
 - ⑤ギャンブルに係るもの(公営競技及び宝くじを除く。)
 - ⑥貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
 - ⑦特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。)に 規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引 販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協 会」に加盟している者を除く。
 - ⑧法律に定めのない医療類似行為を行う者
 - 9占い又は運勢判断
 - 10調査会社、探偵事務所、興信所等

⑪社会的な事件又は問題を引き起こしている業種又は団体

⑩総会屋、暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団 体又は個人

①その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等 を受けていない者

⑩公的機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止等を受けている企業等

15市税を滞納している者

⑩民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の者

■応募方法

下記応募フォームから掲載用の写真を添えてお申込みください。

※応募いただいた時点で、注意事項等に記載されたすべての事項について承諾したもの とみなします。なお掲載のタイミングについては、ご希望を受けかねます。

URL: https://logoform.jp/form/eQAp/651359



■選定方法

応募のあった写真を次の選定基準に沿って審査します。なお掲載が決定した店舗のみご連絡します。

(選定基準)

- ・よこて旬スタグラムのコンセプトに沿っているか。
- ・見る人を惹きつけ、横手の魅力が感じられる写真か。

■注意事項

- ①人物が写っている場合は、必ず応募前にその本人から写真の使用につき、使用許諾を 得てください。
- ②上記の場合の他、写真に第三者の知的財産権が含まれる場合、必ず応募前に権利者から写真の使用につき、使用許諾を得てください。
- ③応募写真は、第三者著作権、肖像権、プライバシー権等を侵害することのないよう、 十分に注意してください。権利の侵害等が判明した場合は、応募を取り消します。 また、応募者自身において第三者著作権・肖像権・プライバシー権等を侵害していな いことを保証し、万一、権利侵害から生じる諸請求が発生した場合は、応募者がその すべての責任を負うこととします。
- ④Instagram の利用規約を遵守できないものや横手市の信頼を毀損するもの、個人・企業・団体等の名誉を損なうもの、プライバシーを侵害するもの等は、対象外とします。
- ⑤応募の内容に虚偽が判明したとき、または上記「受付できない業種・団体」や上記④ に該当することとなったとき等は掲載を取り消します。
- ⑥横手市は店舗の写真等の掲載を行ったことに起因し、応募者に生じた損失補償について、一切責任を負いません。
- ⑦応募者は、掲載写真等の瑕疵又は権利侵害により、第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、横手市に迷惑を及ぼさない等に処理してください。
- ⑧応募者は、写真等の掲載に際して故意又は過失により、横手市に損害を与えたときは、 これによって生じた損害を賠償しなければなりません。
- ⑨データ送信あるいは記録媒体送付中の事故、損傷及び紛失等につきましては、横手市 側は一切責任を負いません。
- ⑩写真の製作や応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ①応募写真は、応募者に許可を得ることなく、横手市が出稿するポスターや広告類、広報紙、デジタルサイネージ、その他 Web 媒体や Facebook ページ等の SNS に使用する場合があります。